

○ 指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について（令和２年３月５日保発 0305 第４号）

新 旧 対 照 表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
第一・第二 （略） 第三 指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準 1～3 （略） 4 運営に関する事項 （１）～（３） （略） （４） 受給資格の確認（基準第８条関係） ① 基準省令第８条は、指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の利用の開始に当たって、利用申込者が指定訪問看護の提供を受ける資格があることを<u>次に掲げる方法</u>により確かめなければならない旨規定したものであること。 イ オンライン資格確認 ロ <u>資格確認書</u> ハ 居宅同意取得型の再照会機能（※）を活用した資格情報の確認 ※ あらかじめ保険医療機関等において、マイナンバーカードの本人確認により取得した患者等の資格情報を用いて、オンライン資格確認等システムに最新の資格情報を照会し、取得する機能 <u>三 その他厚生労働大臣が定める方法</u> 特に、現に他の指定訪問看護ステーションにより指定訪問看護が提供されている場合にあつては、重ねて訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給は行われないことに留意し、利用申込者等に対し問い合わせる、訪問時に確認する等により、現に他の指定訪問看護ステーションによる指定訪問看護を受けているか否かを確認すること。ただし、<u>その他書面等</u>で確認できる場合は、この限りでないものであること。 ②・③ （略） （５）～（<u>26</u>） （略）	第一・第二 （略） 第三 指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準 1～3 （略） 4 運営に関する事項 （１）～（３） （略） （４） 受給資格の確認（基準第８条関係） ① 基準省令第８条は、指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の利用の開始に当たって、利用申込者が指定訪問看護の提供を受ける資格があることを<u>次に掲げる方法</u>により確かめなければならない旨規定したものであること。 イ オンライン資格確認 ロ <u>被保険者証</u> ハ 居宅同意取得型の再照会機能（※）を活用した資格情報の確認 ※ あらかじめ保険医療機関等において、マイナンバーカードの本人確認により取得した患者等の資格情報を用いて、オンライン資格確認等システムに最新の資格情報を照会し、取得する機能 <u>（新設）</u> 特に、現に他の指定訪問看護ステーションにより指定訪問看護が提供されている場合にあつては、重ねて訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給は行われないことに留意し、利用申込者等に対し問い合わせる、訪問時に確認する等により、現に他の指定訪問看護ステーションによる指定訪問看護を受けているか否かを確認すること。ただし、<u>被保険者証等</u>で確認できる場合は、この限りでないものであること。 ②・③ （略） （５）～（<u>26</u>） （略）